

●【施設ご利用上の注意】

お申し込みからご利用までを円滑に進めるため、事前のご相談をおすすめしています。お気軽にお問い合わせください。

<全ての利用者の皆さんへ>

- ・ 飲食：施設内では持ち込みの飲食が可能です（酒類は不可）。
- ・ ゴミ：ゴミは必ずお持ち帰りください。また、使用後の清掃にご協力をお願いします。
- ・ 禁止事項：他の方の迷惑になる騒音や暴力行為：無許可の掲示・案内物設置や施設内での勧誘行為
：周辺道路での路上駐車：物品の放置（お預かりすることはできません）
：タバコ含む火気使用：危険物持ち込み：動物持ち込み（身体障害者補助犬を除く）
：充電目的の電源使用

<展示・イベント等で使用許可を申請する皆さんへ>

- ・ 休憩などで利用される一般（予約なし）のお客さまにご配慮願います。
- ・ お申込みいただく利用時間は準備と片付けを含みます。会場の設営、撤収は、利用者で行ってください。
- ・ 承諾を得た施設区分、設備以外のものを使用しないでください。施設や設備に損害を与えた場合には賠償していただくことがあります。また、終了後は原状回復してから報告ください。
- ・ 電源を使用する機器、機材等の持ち込みは事前にお知らせください。
- ・ ディスプレイ：使用許可を申請している場合はお貸しできます（リモコンは原則カウンター管理）。
- ・ 音楽：使用許可を申請している場合、カウンターで音量調節できる状態（カウンターPCからポータブルスピーカーで出力するなど）であれば音楽可です。ポータブルスピーカーはお貸しできます。
- ・ 天災地変、盗難その他不測の事故により展示物などに被害が生じた場合、その責任を負いかねます。

●【お申込みからご利用まで】

	仮予約	使用許可申請	変更・取消	※行為申請
時期	・ 利用日 3 か月前の月の初日～	・ 利用日 3 か月前～7 日前まで	・ 利用日 3 日前まで：半額還付 ・ 2 日前以降：還付対象外	・ 使用許可申請と同様
方法	・ 電話または来館	・ 来館 ・ 仮予約あり：郵送、Eメール、FAX も可	・ 来館	
手続き	・ 仮予約受付表	・ 使用許可申請書（様式第 1 号）	・ 使用変更（取消）申請書（様式第 3 号） ・ 還付の場合：使用料還付申請書（同第 10 号）など	・ 行為許可申請書（様式第 5 号）
備考	・ 記載事項：団体名、代表者氏名、住所、連絡先、使用日時、場所、目的、使用備品など	・ 仮予約（先着順）優先 ・ 使用料は前納、支払いは原則来館（お釣りの無いようにしてください）	・ 記載事項：使用変更（取消）申請事由など ・ 使用許可書も持参	・ 記載事項：行為の目的、日時、場所、内容など

- ・ 使用料と使用制限(回数、期間)について、詳細は裏面を参照してください。
- ・ 使用内容によっては、行為の許可を申請する必要があります（※）。裏面を参照してください。
- ・ 使用内容によってはお申し込みをお断りすることがあります。また、予約と申請の内容が相違する場合、予約や申請の内容に虚偽や不正が判明した場合など、申請を受け付けないことがあります。

●【施設概要と使用について】

施設区分	仕様	無料で貸出可能な備品	使用料	使用回数	使用期間
交流エリア 約 30㎡	・机 (90×90cm) 4 台、椅子 30 脚 ・収容人数 25 名程度	※	200 円/時間	1 月あたり 2 回まで	1 回あたり 4 日間まで
多目的ルーム 約 20㎡	・楕円形座卓 1 台 (=長方形 2 台+半円 2 台) ・収容人数 10 名程度	・玩具、ホワイトボード ※	100 円/時間	1 月あたり 2 回まで	1 回あたり 4 日間まで
展示スペース 東側 約 13㎡	・ウィンドウ (吊り下げ) ・ポスターフレーム (A1) 4 枚程度×両面	・ポスターフレーム、吊り展示用ワイヤー、ワイヤーレール取付けフック、多孔パネル用フック、S型フック、T型カード立て、プレート立て、マグネットなど ※	200 円/日	1 年度あたり 2 回まで	1 回あたり 15 日間まで
展示スペース 西側 約 11㎡	・有孔ボード (吊り下げ、貼り付け) ・ポスターフレーム (A1) 6-8 枚程度×片面		100 円/日		
展示スペース 南側 約 9㎡	・ホワイトボード (貼り付け、書き込み、小物棚) ・棚大 (30×20cm) 5 個、棚小 (20×3cm) 5 個		100 円/日		
全面	・交流エリア～全展示スペースおよび休憩スペース	//	600 円/時間	1 月あたり 2 回まで	1 回あたり 1 日間まで

※営利目的 (物販や興行など、利用者・参加者との間に金銭の授受が発生する) 場合は **使用料金が 3 倍** になります。詳しくはお問い合わせください。

※使用許可を申請している場合は、ディスプレイとポータブルスピーカーもご利用いただけます。ご相談ください。

●【行為申請について】

1. 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
2. 興行 (入場料等を徴収するイベント) を行うこと。
3. 宗教、政治団体による集会その他これらに類する催し (専用使用の場合)。

※これらの行為については **使用許可申請を伴わない場合においても申請が必要** です。

申請は原則として利用日 3 か月前～7 日前までに行うようにしてください。

まちなか交流施設 ふくふる

開館：10:00～19:00 (無休)

休館：年末年始、臨時休館

連絡先：TEL.024-524-3717 FAX.024-525-8156 Mail: f.machinaka@gmail.com

